時事新報

第千二百七十二號

明治十九年五月十一日　火曜日
舊丙戌四月八日（辛未）
日出午前五時零分　入午後六時五十三分
月出午前十一時三十七分　入午後零時二十八分
滿潮午前十時三十九分　午後十一時十分
（西曆一千八百八十六年）

時事新報定價

一枚金五錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓五十錢〇一箇年前金六圓〇郵税一箇月金廿六錢〇一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲クル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ配送無料ニテ配達ス（但本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ）

東京、横濱、横須賀、神奈川、藤澤、大磯、小田原、箱根七湯、三嶋、沼津、清水、静岡、濱松、大坂、京都、大津、神戸、尾ノ道、岡山、笠岡、廣島、和歌山、德島、高知、下ノ關、長崎、名古屋、岐阜、岡崎、豊橋、四日市、津、松坂、山田、仙臺、福島、二本松、石ノ巻、白石、函館、青森、弘前、宇都宮、高崎、小諸、岩村田、上田、鹿沼、八王子、千住、越ケ谷、粕壁、杉戸、幸手、加須、關宿、千葉、佐倉、東金、八幡、船橋

其他各地近傍賣捌所ノ個所ハ同シク配達料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

家屋改良（前號の續）

衣服住居の改良は互に相伴はざる可からず洋服は便利にして體裁もよし之を服して身の運動活潑なるを覺ふとて衆に衣服を改良して西洋風の扮装を爲したる處にて其居住は從來の日本風、疊の上に着坐して火鉢を擁し食堂も寢室も兼帶にして坐する所に食ひ食ふ所に眠し殊に玄關にて脫ぎ戸内に入りて椅子なく洋服の儘にて坐せざる可らざるの有様にては輕便の洋服も却て不便窮屈たるを免れず即ち近來洋服の流行と共に家屋改良の又甚だ大切なる所以なれども煉瓦石造家屋は堅牢安全なる程に其建築費も亦隨て巨額なるが故に普通日本人の資力に於ては之を建築するを許されず自から之を建築する能はざれば他の西洋館を借りて住しては如何と思はるれども古來日本人の習慣として一人前の人民は是非とも固有の一家を持たざる可らずとの思想を抱き貧人を除くの外は他家に借住するを嫌ふもの如し蓋し封建世祿の昔に於ては家屋は單に家屋に非らず家名家祿之れに伴ひ家あれば其家名あり其の家の後を受けて家名相續すれば重代の家祿を賜はるの例にして家さへ失なはざれば子孫安樂に生活を送ることを得たるがゆゑに常時士族は家を大切にして家なきものは浪人なりと思ひ爲し遂に全國に其風と成したる事なれども既に封建の制を廢し家に家名の榮もなく又家祿の賞給もなき今日に於て士族は勿論[illegible]家屋を有せざる商工農家に至るまで兎角に一家を構へんとするの氣風を改めざるは甚だ惜しむべきの至なり歐米諸國中以上の人は概ね立派なる煉瓦屋に住し諸國人の眼より見て其奢に驚く程なれども文明國にても斯かる家屋の建築は普通一個人の能く支辨する所に非ず多數の人相聯結して借家建築會社を設け建築條例に從て堅牢安全なる家屋を立て火災保險を得て之を借家人に貸し渡すの習なれば貧富貴賤大抵借家住ならざるはなく人間一生涯其家族に増減もあり或は貧富變遷の事情もあり或は一處に住するに倦めば[illegible]身に[illegible]するの家なきが故に四海皆我住何の天にか飛ばざらんは大なる家を借り或は小なるものに轉じ學者[illegible]何れも皆家屋に關する煩勞を免かれずして活潑に營業し愉快に安居するを得るなり然るに日本の習慣にては借家住居は下等浪人に限ると以て借家と云へば長屋裏店の類にして中以上の人の居住に適せず中以上の人は何とか工面して自分の住宅を求めざるべからず左ればとて一時に纏まりたる資本を投じて煉瓦石家屋に住するに由なきがゆゑに已むを得ず日本流の家屋に居れば家の構造の然らしむる所、家居の模樣を西洋風に變ずる能はざるなり左れば今我國に於て家屋改良の端を開かんとするには富豪の人が自から率先して煉瓦石屋を建築するは無論此等有力の人々が結社して廣く資金を募り西洋風の借家を造り此際中等以上の人は從來家持の習慣の不便にして借家住の得策なるを悟り便宜借家會社の家屋に借住するの風を養はざる可らざるなり然るに機運漸く熟し東京市區改正の事も目下に迫まり居れば政府が改正の規則方案を發布するも必ず近日の事ならん假令規則方案は定まるとも此規則方案に從て市區内に煉瓦石屋を建築する者少なき時は折角の改正も其功を見るの期甚だ遲延すべきやも知るべからず若し此際借家建築會社ありて專ら各種必要の煉瓦石屋を建築せば市民は悅んで銘々應分は家を借賃するとに躊躇せざるべく會社は利益決して少なしとせざるなり實に今日は洋風借家建築會社を設立し兼て日本人に借家住の習慣を授くるの好機會なりといふべきなり

（畢）

官報

○文部省令第七號

教科用圖書檢定條例左ノ如ク相定ム

明治十九年五月十日　文部大臣　森有禮

教科用圖書檢定條例

檢定要領

第一條　小學師範學校若クハ中學校ノ教科用ニ充ツルニ足ルト思考スル所ノ圖書ヲ有スルモノハ文部省ニ願出デ其檢定ヲ請フコトヲ得

第二條　文部省ニ於テ檢査ノ上教科用ニ適スト認ムルトキハ免許證ヲ下付シ之ヲ公告スベシ

第三條　檢定ヲ經タル圖書ヲ教科用圖書トシテ用ヒ得ベキ年限ハ免許證下付ノ日附ヨリ起算シテ五箇年トス

第四條　前條ノ期限繼續ヲ請ハントスルモノハ其滿期前ニ於テ追願スルトキハ更ニ檢査ノ上免許證ヲ下付スルコトアルベシ

第五條　第一條若クハ第四條ニヨリ檢定ヲ願出ルニハ（著譯編）者出版者連署ノ願書ト共ニ該圖書及其（著述譯述編纂）旨意書ヲ添ヘ之ニ左ノ手數料ヲ付シテ出スベシ

一小學校教科用圖書　金十圓
一右追願　金三圓五十錢
一師範學校中學校教科用圖書　金二十圓
一右追願　金七圓

第六條　圖書檢査ノ上特ニ教育ニ有益ナルモノト認ムルトキハ文部省ヨリ其（著譯編）者ニ賞狀ヲ與フルコトアルベシ

第七條　免許證ヲ得タル後（著譯編）者或ハ出版者轉籍轉居シ又ハ氏名ヲ變換シタルトキハ二箇月以内ニ文部省ニ届出ベシ

第八條　免許證ヲ有スル期限中其圖書ノ版權ヲ賣買シ若クハ分版シタルトキハ二箇月以内ニ雙方連署ノ上文部省ニ届出ヘシ

第九條　免許證ヲ毀損紛失シタル等ノトキハ其再渡ヲ願出ルコトヲ得

第十條　免許證ヲ有スル期限中ニ於テ該圖書ニ改正增補等ヲナシ又ハ書名ヲ改メタルトキハ免許證ハ其効力ヲ失フモノトス

第十一條　無効ノ免許證ヲ使用シタルモノハ金二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條及第八條ノ届出ヲ爲サヽルモノハ金一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

檢定手續

第十二條　教科用圖書檢定ニ關スル願書類ハ總テ出版者所在地方廳ヲ經テ文部省ニ出スベシ

第十三條　教科用圖書檢定ヲ願出ルトキハ第一號書式ニ據リ一種ノ圖書ニ付願書二通該圖書二部及其（著述譯述編纂）旨意書ニ第五條ノ手數料ヲ付シテ之ヲ出スベシ其（著述譯述編纂）旨意書ハ明瞭ニ該圖書ノ要項ヲ記スベシ

第十四條　第四條ニヨリ追願スルトキハ第二號書式ニ據リ前條ノ手續ヲ經ベシ

第十五條　第七條及第八條ノ場合ニ於テ届出ヲナストキハ免許證ノ番號日附及圖書名卷冊記號等ヲ記スベシ

第十六條　第九條ニヨリ免許證ノ再渡ヲ願出ルトキハ第三號書式ニ據リ其理由ヲ記シテ之ヲ出スベシ

第十七條　免許證ヲ得タルモノハ出願本人ニ於テ第四號書式ニ據リ其書物ノ見返シ若クハ圖面ノ見易キ處ニ免許證ヲ有スル間ノ年限ヲ印スベシ

第十八條　第二條ノ免許證書式左ノ如シ（證書式略ス）

○警察令第一號

近來二三ノ地方ニ於テ虎列剌病發生流行ノ兆有之病毒侵入又ハ客歳ノ殘毒發生スルモ難測ニ付專ラ淸潔ヲ要スル爲メ此際各私有地内ニ於テモ左項ニ從ヒ掃除又ハ修理ヲ爲スヘシ若シ其不行屆ノ者アル時ハ日限ヲ定メ掃除等ヲ命スルコトアルヘシ

一下水ノ疏通及修理
一塵芥溜及總雪隱ノ掃除修理
一飲用水ニ共スル井側及其周圍ノ掃除修理

明治十九年五月十日　警視總監　三島通庸
東京府知事　高崎五六

○速成科規則　東京山林學校ニ於テハ今回速成科ヲ設ケ左ノ規則ヲ定メタリ（農商務省報告）

第一條　東京山林學校速成科ハ林務ニ從事スヘキ官吏ヲ養成スル爲メ速ニ森林學術ヲ習得セシムルヲ以テ目的トス

學科

第二條　學科ハ左ノ如シ　但教程及授業表ハ教官會議ニ於テ定ムルモノトス

第一　森林動植物學大意　第二　土性學大意　第三　森林應用數學　第四　平面測量　第五　製圖　第六　造林　第七　森林利用　第八　森林保護　第九　森林設制　第十　小林區長及小林區吏服務條規ノ講習　第十一　試業勸務但試業勸務細則ハ別ニ之ヲ定ム

學期休業及入校

第三條　學期ノ區別休業ノ定日及入校ノ出願等ハ本校々則ニ據ル

第四條　入校ハ每學期ノ初トシ生徒ハ總テ通學トス

第五條　入校ヲ許スヘキモノハ左ノ各項ノ合格者ニ限ルヘシ

第一　年齡十七年以上三十年以下ノ者　但シ入校後一箇年以内ニ徵兵ニ當ラサル者
第二　身體健全品行端正ニシテ身幹五尺以上ノ者　但シ身體檢査ヲナス
第三　二名ノ保證人アル者　但シ書式ハ本校々則第二號書式ニ準スヘシ
第四　輕罪以上ノ刑若クハ身代限リノ處分ヲ受ケタルコトナキ者
第五　試驗科目
一、算術　比例式マテ　二、讀書　漢文和解、有點訓讀
三、作文（筆跡共）假名交文　四、書取　假名交文
五、時[illegible]課行[illegible]規ノ[illegible]

第六　他ノ官
ヲ卒業セシ
入校ヲ許ス

修業期限
第六條　修業期
但試驗ニ落第
ルヘシト雖

授業料
第七條　授業料
於テ之ヲ納メ
但試業勸務

生徒心得及
第八條　生徒ノ
及學生心得ヲ

試驗及卒業
第九條　試驗ヲ
ヲ之ヲ定ム
一、臨時　一
第十條　卒業試
會議ニ於テ施
第十一條　卒業
與ス

○帝國大學授業
科大學の學生生
り（文部省報告）

附則
學生生徒ノ便
ヲ得但前納ノ
尙前納ニ係ル

雜

○各國汽船の補
る事は今より凡
航海をるれ有利
八百卅九年ふ始
人と相談の上若
期航海と開き日
り年に四十萬弗
カナードは此約
其利益の増加す
度數とも増し政
同樣の約束と爲
したり然るに此
へて時日を定め
便物を運送せし
を増して千八百
に對し年六分の
の政府より受取
に上りたるよし
もれあり〳〵是れ
度へ郵便物と運
に同政府にて此
サンダモール氏
り郵便物を運送
既應せるの恩
之と其會社の供
且つ其補金ふ對
爲すべしとの說
りて過ぐる二十
究を與へ今も尚
各地ふ多くの
出して諸方へ通
實上の目的の